

平成 30 年 第 1 回 定例会

# 鳴 沢 村 議 会 会 議 録

平成 30 年 3 月 12 日 開会

平成 30 年 3 月 20 日 閉会

鳴 沢 村 議 会



## 平成30年第1回鳴沢村議会定例会会議録

平成30年3月12日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

### 1、応招議員

1番	三浦直樹	2番	渡辺圭一
3番	小林清一	4番	小林昭一
5番	渡邊政司	6番	渡邊明雄
7番	三浦利雄	8番	小林利雄
9番	佐藤博水	10番	欠員

### 2、不応招議員

なし。

### 3、出席議員

応招議員に同じ。

### 4、欠席議員

なし。

### 5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 副村長 渡邊昭訓  
教育長 渡辺千秋 総務課長 渡辺一博  
税務課長 渡辺英博 企画課長 渡辺安司  
福祉保健課長 三浦寿得 住民課長 渡辺 積  
振興課長 木暮富人 会計管理者 佐藤政中

### 6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小林昭博  
議会事務局書記 渡辺和彦

### 7、会議事件

議案第1号 鳴沢村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定める件

- 議案第 2 号 鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 3 号 鳴沢村企業立地促進産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 4 号 鳴沢村国民健康保険条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 5 号 鳴沢村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を定める件
- 議案第 6 号 鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 7 号 鳴沢村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 8 号 鳴沢村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 9 号 鳴沢村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 10 号 鳴沢村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 11 号 村道路線の認定及び廃止の件
- 議案第 12 号 平成 29 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 5 号）

議案第13号平成29年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算  
(第4号)

議案第14号平成29年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算  
(第1号)

議案第15号平成29年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算(第  
3号)

議案第16号平成29年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予  
算(第2号)

議案第17号平成30年度鳴沢村一般会計予算

議案第18号平成30年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算

議案第19号平成30年度鳴沢村簡易水道事業特別会計予算

議案第20号平成30年度鳴沢村介護保険特別会計予算

議案第21号平成30年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計予算

議案第22号平成30年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算

同意第1号鳴沢村教育長の任命に同意を求める件

選挙第1号鳴沢村選挙管理委員会委員選挙の件

選挙第2号鳴沢村選挙管理委員会委員補充員選挙の件

議案第23号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を  
定める件

議案第24号鳴沢村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正す  
る条例を定める件

## 8、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告  
村長所信表明

日程第3 会期の決定

日程第4 議案第1号鳴沢村職員の育児休業等に関する条例  
の一部を改正する条例を定める件

- 日程第 5 議案第 2 号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する  
条例を定める件
- 日程第 6 議案第 3 号鳴沢村企業立地促進産業集積区域にお  
ける固定資産税の課税免除に関する条  
例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 7 議案第 4 号鳴沢村国民健康保険条例の一部を改正  
する条例を定める件
- 日程第 8 議案第 5 号鳴沢村指定居宅介護支援等の事業の人  
員及び運営に関する基準を定める条例  
を定める件
- 日程第 9 議案第 6 号鳴沢村介護保険条例の一部を改正する  
条例を定める件
- 日程第 10 議案第 7 号鳴沢村指定介護予防支援等の事業の人  
員及び運営並びに指定介護予防支援等  
に係る介護予防のための効果的な支援  
の方法に関する基準を定める条例の一  
部を改正する条例を定める件
- 日程第 11 議案第 8 号鳴沢村指定地域密着型サービスの事業  
の人員、設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例を定  
める件
- 日程第 12 議案第 9 号鳴沢村指定地域密着型介護予防サービ  
スの事業の人員、設備及び運営並びに  
指定地域密着型介護予防サービスに係  
る介護予防のための効果的な支援の方  
法に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例を定める件
- 日程第 13 議案第 10 号鳴沢村指定地域密着型サービス事業者

等の指定に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例を定める件

- 日程第 1 4 議案第 1 1 号村道路線の認定及び廃止の件
- 日程第 1 5 議案第 1 2 号平成 2 9 年度鳴沢村一般会計補正予算  
(第 5 号)
- 日程第 1 6 議案第 1 3 号平成 2 9 年度鳴沢村国民健康保険特別  
会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 1 7 議案第 1 4 号平成 2 9 年度鳴沢村簡易水道事業特別  
会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 8 議案第 1 5 号平成 2 9 年度鳴沢村介護保険特別会計  
補正予算 (第 3 号)
- 日程第 1 9 議案第 1 6 号平成 2 9 年度鳴沢村後期高齢者医療特  
別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 2 0 議案第 1 7 号平成 3 0 年度鳴沢村一般会計予算
- 日程第 2 1 議案第 1 8 号平成 3 0 年度鳴沢村国民健康保険特別  
会計予算
- 日程第 2 2 議案第 1 9 号平成 3 0 年度鳴沢村簡易水道事業特別  
会計予算
- 日程第 2 3 議案第 2 0 号平成 3 0 年度鳴沢村介護保険特別会計  
予算
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号平成 3 0 年度鳴沢村介護予防支援事業  
特別会計予算
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号平成 3 0 年度鳴沢村後期高齢者医療特  
別会計予算

## ◎議長挨拶

議長（佐藤博水君） 皆さん、おはようございます。

平成30年第1回定例会開会に先立ちまして、ご挨拶を申し上げます。

本日、平成30年第1回鳴沢村議会定例会にご参集をお願いいたしましたところ、議員の皆様には全員の出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨日、東日本大震災発生から7年が経過いたしました。14時46分、犠牲となられた1万5,895人のご冥福を祈り、黙禱をささげましたが、行方不明者2,539人はいまだに発見されず、被災地は懸命の復興にも時間がかかり、一日も早い復興を願っているところであります。

また、九州の新燃岳も爆発的噴火が活発化し、溶岩と噴煙を吹き出しており、自然災害は大変恐ろしいものであるというふうに思います。

鳴沢村には富士山があり、いつ噴火するかも不明瞭な状況にあります。ふだんからの防災意識の高揚が大変重要であると考えます。

先月、平昌で開催されました冬季オリンピック大会で、日本は冬季大会史上初となるメダル13個を獲得し、多くの国民に興奮と感動を与えてくれ、皆様方も楽しまれたことだと思います。

現在は、9日から始まりましたパラリンピックが開催されており、日本からは38名の選手が参加しており、既に3個のメダルを獲得し、さらに奮闘中であります。オリンピックに続くメダルの獲得を期待したいと思います。

3月も中旬に入りまして、来週日曜日には春の彼岸を迎えます。昔から暑さ寒さも彼岸までと言われまして、確実に春の足音が近づいてきております。しかし、陽気の変わり目などは不規則



で、体調管理にはくれぐれも十分留意され、さらに議員活動を  
されますようお願い申し上げます。

さて、今定例会の議案は、条例改正、平成29年度一般会計並  
びに特別会計の補正予算、平成30年度一般会計並びに特別会  
計の予算等で長期となるかと思えます。慎重審議いただきます  
ようお願い申し上げまして、挨拶といたします。

---

開会 午前10時03分

**議長（佐藤博水君）** ただいまから、平成30年第1回鳴沢村議会  
定例会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を  
開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであり  
ます。

これより日程に入ります。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

**議長（佐藤博水君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、  
三浦利雄君、小林利雄君を指名いたします。

---

### ◎日程第2 諸般の報告

**議長（佐藤博水君）** 日程第2、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育長  
に対し、説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布した  
とおり、説明員の報告がありましたのでご了承願います。

次に、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定  
による例月現金出納検査の結果について、お手元に配布したと

おり報告がありました。

報告書の内容については朗読を省略いたします。

次に、平成29年12月4日及び平成30年2月21日に山梨県自治会館において、また平成30年1月11日にベルクラシック甲府において、町村議会議長会議が開催されました。

審議結果については、お手元に配布しておりますので、朗読を省略いたします。

次に、議員派遣については、お手元に配布したとおりであります。

ご出席いただいた議員各位には、大変ご苦勞さまでした。

次に、平成29年第4回定例会において議決した各委員会の閉会中の継続調査の報告を求めます。議会運営委員会委員長 三浦利雄君。

**議会運営委員長（三浦利雄君）** 議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

平成29年第4回定例会において、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、継続調査を要する旨を議長に対し申し出、12月18日の本会議において議決された件についての報告であります。

3月5日午後1時30分から、また3月8日午後3時より議員控室において委員会を招集いたしました。

5日は委員4名、8日は委員全員と、両日ともに議長、議案等説明のために総務課長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

まず、3月5日の委員会で申し合わせた事項については、次の3項目です。

1、会期は本日より3月20日までの9日間とし、詳細は配布済みの会期日程表のとおりとすること。

2、議案の委員会付託は配布済みの議案付託表のとおりとすること。

3、一般質問通告期限は、3月8日正午までとすること。

以上であります。

次に、3月8日の委員会で決定された事項については、次の1項目です。

1、同日正午に通告が締め切られた5名6件の一般質問通告書の取り扱いについて、渡邊政司議員の一般質問の質問項目を1件削除すること、また三浦直樹議員の2件中1件の通告書は通告を取り下げること、それぞれ本人に了承していただいたという答申を議長に行うこと。

以上であります。

以上で議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

**議長（佐藤博水君）** 総務教育厚生常任委員長 小林昭一君。

**総務教育厚生常任委員長（小林昭一君）** 総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

平成29年第4回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、12月18日の本会議において議決された件についての報告であります。

2月27日午後4時20分より委員会を招集いたしました。

委員3名と、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、高齢者の方々との意見交換についての1件です。

委員会開催に先立って、総合センターにおいて「脳イキイキ教室」に参加されていた高齢者やスタッフの方々との座談会を開催し、高齢者福祉などに関してご意見やご要望を伺いました。

座談会では、外部スタッフからの「鳴沢村の介護予防支援事業はとても充実している」といった声もあり、参加者の高齢者の皆さんからも、村の高齢者福祉についてはかなり満足しているというような意見もいただきました。

座談会終了後に、議員控室で委員会を開催し、意見を聴取した高齢者の方々などから挙げられたご意見やご要望について協議を行いました。

協議を行った結果、いきやりの湯のバリアフリー対応の推進、介護予防支援事業のさらなる充実を図るためのスタッフ等支援体制の強化などについて、今後開催される議員協議会へ総務教育厚生常任委員会から協議事項として提案することに決定しました。

以上で総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了します。

**議長（佐藤博水君）** 建設産業経済常任委員長 三浦直樹君。

**建設産業経済常任委員長（三浦直樹君）** 建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

平成29年第4回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、12月18日の本会議において議決された件についての報告であります。

3月5日午後3時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員5名と議長、会議事件説明のため、振興課長及び振興課職員4名、職務のため議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、平成30年度に予定している道路工事等について及び鳴沢菜の地理的表示登録の進捗状況についての2件です。

会議では、担当課より、平成30年度に実施を計画している4

件の村道等工事、3件の水道工事の概要等の説明と「鳴沢菜」という名称を知的財産として登録する地理的表示登録の取り組みについて、進捗状況を聴取いたしました。

以上で建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

**議長（佐藤博水君）** 広報常任委員長 小林清一君。

**広報常任委員長（小林清一君）** 広報常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

平成29年第4回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、12月18日の本会議において議決された件についての報告であります。

1月23日午後3時より、議員控室において広報常任委員会を開催しました。

委員全員と、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、なるさわ議会だより第31号（案）についての1件です。

既にごらんいただいたと思いますが、議会だより第31号について、レイアウトや掲載する記事の内容について協議し、先月2月1日に全戸配布いたしました。

今回の議会だよりでは、総務教育厚生常任委員会による保育所保護者会役員との座談会やまちだシルク農園への視察研修レポート、また議会から村長への要望書の回答についても特集として掲載いたしました。

なお、そのほかの事項として、平成29年度山梨県広報コンクールの町村議会広報部門において、鳴沢村議会だより第28号が昨年度に引き続き3年連続となる奨励賞を受賞しましたので、このこともあわせて報告させていただきます。関係各位には改

めて御礼を申し上げます。

以上で広報常任委員会の閉会中の継続調査の報告を終了いたします。

**議長（佐藤博水君）** 以上で諸般の報告を終わります。

次に、村長より所信についての発言を求められておりますので、これを許可します。鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 平成30年鳴沢村議会第1回定例会を開催するに当たりまして、議長さんより発言の機会をいただきましたので、私の村政に対する所信の一端を申し上げ、今後の村政運営に向けて議員各位を初め、村民の皆様の深いご理解とご協力を賜りたいと存じております。

まずは、この冬は雪が少なかったものの大変寒く、水道等凍結、またインフルエンザ等も流行しまして、鳴沢小学校でも学級閉鎖がありました。皆さん方には各自でご自愛をいただき、どうかご活躍をお願いしたいと思います。

それでは、平成30年度では、これまで以上に子供からお年寄りまで安全に安心して暮らせることができ、若い力のあふれるにぎわいのある村を目指して「心地よく健やかに暮らせるためにみんなでつくる鳴沢村」を村民の皆様と築くことに全力を傾注する覚悟でございます。何とぞ、温かいご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

昨年を振り返りますと、鳴沢村では、梅雨期による雨不足、8月から10月の3ヶ月間は曇りや雨の日が多く、この期間の降水量は1,000ミリを超え、日照率も前年に比べ29%にとどまりました。これらの影響により、トウモロコシや鳴沢菜などは日照不足や長雨の影響により生育不良による大幅な減収となりました。特に、キャベツは葉や芯が腐る病気が広まり、収穫量も例年に比べ3割から5割減少した農家の方もいると伺っ

ております。農家にとっては大変な一年ではなかったかと実感しました。

また、10月に開催しました富士・鳴沢紅葉ロードレース大会は、衆議院議員選挙の投票日と重なり、また台風による荒天という大変過酷な中での開催となりましたが、大勢のボランティアのご協力をいただきながら無事終了することができました。

今年度は、第9回の大会として10月28日に開催することを予定しております。どうか引き続き議員各位の皆様の深いご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成30年度は、前年度までの事業を維持することはもとより、少子高齢化対策、富士山噴火や風水害による防災対策、地域振興対策、教育環境対策など多くの事業に積極的に取り組む所存であります。その一部につきまして概要を説明させていただきます。

まず、農業振興対策としまして、鳴沢村農業協同組合においてブランド化を推進するために進めております、鳴沢菜の地理的表示取得に対します必要経費の助成や鳴沢菜の生産者への補助を行い、加工品等の販売を促進することとともに、生産者の所得向上を目指すものであります。

昨年11月18日にエポックホールにおいて、山梨県町村会と山梨大学の共催によるリレーシンポジウムを開催したことは皆様もご存じのことと存じます。平成30年度では新たに山梨大学と連携協定を結び、鳴沢村における今後のまちづくりビジョンを策定するための共同研究や地域の関係者を含めたワークショップの開催などを予定し、将来の鳴沢村の観光のあり方を探っていきたいと考えております。

富士北麓では、市町村が一体となって北麓地域の魅力を発信することを目的に東京オリ・パラ富士北麓地域キャンプ地誘致連

絡会議を設置し、フランスチームの事前合宿地を誘致しました。

鳴沢村でも、富士河口湖町との合同によりトライアスロンチームの合宿を受け入れることとなっております。

また、小学校給食室の衛生面には十分な配慮が必要となっております。小学生全員がそろって、楽しく、安全に安心して給食を楽しむよう、必要とされていた調理室の冷凍冷蔵庫、衣類殺菌庫などの資機材の整備を行います。

また、現在、小学校の給食費につきまして1食当たり90円の補助を行っておりますが、平成30年度では1食当たり100円の補助を行い、保護者のさらなる負担軽減と少子化対策として対応してまいります。

屋内テニスコート場は、体育協会ソフトテニス部、スポーツ少年団など村内の4つの団体が週4回定期的に使用するなど有効活用されております。現在コート面に凹凸があり、また砂が固まり過ぎている状況であるため、利用者が転倒し、けがをすることから、専門業者に委託し、利用者が楽しく、安全に練習できるよう改修工事を予定しております。

防災面につきましては、避難所での乳幼児への授乳や被災者の診察などに使用できるプライベートルーム、災害用排便処理袋、防災用備蓄品などの整備を予定しております。

今後も、事業の効果や必要性などを十分精査し、最小の経費で最大の効果が発揮できることを目指し、国の各種制度の補助金や交付金等の活用を努めて、小さくても輝く鳴沢村を維持するために、今後も一層身を引き締めて全力を傾注してまいりますので、平成30年度の村政運営に対しましても議員の皆様により一層のご支援と特段のご理解、ご協力を賜ることを切にお願い申し上げます。私の所信表明の一端とさせていただきます。どうもありがとうございました。



議長（佐藤博水君） 以上で村長の所信表明を終わります。

---

### ◎日程第3 会期の決定

議長（佐藤博水君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月20日までの9日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月20日までの9日間と決定しました。

---

### ◎日程第4 議案第1号鳴沢村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議長（佐藤博水君） 日程第4、議案第1号鳴沢村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（渡辺一博君） 議案第1号鳴沢村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案につきましては、育児休業等に関する法律が改正され、関係条例の整備を行うものであります。

改正内容についてご説明させていただきますが、引用規定の整理変更するものなどの条項につきましては一部割愛させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

1 ページをお開きください。

改正内容としましては、第2条の第3号ア（2）中、「第2条の3第3号」を「第2条の3第3号及び第2条の4」に、

「「1歳6か月到達日」という。）」の後に「（同条の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、」の一文を追加するものであります。

続きまして、2ページの第2条の2中の「里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。」を「養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。」に改めるものであります。

続きまして、3ページから4ページの第2条の3の次に、次の1条を加えるものとなります。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）については、第2条の4の第1項に「育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。」を加えるものであります。

続いて、第2条の4第1項第1号に「当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合」を追加し、第2

条の4第1項第2号に「当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合」を加えるものであります。

続きまして、5ページをお願いします。

第3条第6号中、「配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、」の後ろに「育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（次条及び第11条第7号において「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を追加し、同条第7号中「第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。」の後ろに「又は第2条の4の規定に該当すること。」の一文を追加し、改めるものであります。

続いて、6ページの第4条中の「配偶者と別居したこと」の後ろに「育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を追加し、改めるものであります。

最後に、6ページから7ページにかけて、第10条第7号中「配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと」の後ろに「育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」の一文を追加し、改めるものであります。

なお、附則として、施行期日は平30年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第1号の提案理由の説明を終わります。

**議長（佐藤博水君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

◎日程第5 議案第2号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件

**議長（佐藤博水君）** 日程第5、議案第2号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

**総務課長（渡辺一博君）** 議案第2号鳴沢村職員給与条例の一部を

改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案につきましては、毎年6月ころに行われる山梨県の地方公務員給与実態調査及び定員管理等に関するヒアリングの実施を受けて、給与の適正化等について指摘事項となった箇所の関係条例の整備を行うものであります。

改正内容としましては、第15条の3第3項第2号中の管理職員特別勤務手当の金額を「同項の勤務1回につき、5,000円を超えない範囲内において規定で定める額」を「同項の勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内において規則で定める額」に改めるものであります。これは、別表第1中の行政職給料表級別基準職務表に応じて、管理職特別勤務手当を支給することが必要であることから、先ほど述べたような改正を行う必要があります。

また、別表第1中の行政職給料表級別基準職務表の職務の4級における基準となる職務に「保育所長」を追加するものであります。これは、県の指摘により、職責に応じた職務を明確化することとの指摘により改正するものであります。

なお、附則として、施行期日は平成30年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第2号の提案理由の説明を終わります。

**議長（佐藤博水君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 小林利雄君。

**8番（小林利雄君）** 特別勤務手当というのは、どのような内容のものですか。

**議長（佐藤博水君）** 総務課長。

**総務課長（渡辺一博君）** 管理職の特別勤務手当なんですが、災害

時に管理職が出たときに支給するというふうなことになります。

**議長（佐藤博水君）** ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

◎日程第6 議案第3号鳴沢村企業立地促進産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を定める件

**議長（佐藤博水君）** 日程第6、議案第3号鳴沢村企業立地促進産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。企画課長。

**企画課長（渡辺安司君）** 議案第3号鳴沢村企業立地促進産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を定める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、国の企業立地促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律等の一部改正があり、本村に進出してくる法人が所有する施設の工場及び機械設備の固定資産税を免除するため、対象となってくる施設の要件等について所要の改正を行うものであります。

1 ページをごらんください。

条例自体の名称を「企業促進産業集積区域」から「地域経済牽引事業促進区域」とし、第1条中の「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「法第4条第2項第2号の集積区域（以下「産業集積区域」）を「法第4条第2項第1号の促進区域（以下「地域経済牽引事業促進区域」）に、「法第15条第2項の承認企業立地計画（以下「承認企業立地計画」）を「法第14条第2項の承認地域経済牽引事業計画（以下「承認地域経済牽引事業計画」）に改めます。

また、省令第4条各号に定める業種要件を削除するものです。

この内容は、固定資産税を3年間免除した場合、村税の減収分の75%を国の普通交付税で補填することとなっておりますが、これまでは製造業を初めとした6業種に限定されておりましたが、この業種要件を削除し、地域の活性化を促進する内容としたものです。

第2条は、課税免除に必要な企業立地計画を地域経済牽引事業

計画に変更するもので、進出事業者がみずから設備投資する事業計画を作成し、山梨県知事から承認された事業計画に沿って1年以内に対象施設を整備する場合の課税免除の規定を定めた内容となっています。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行しますが、免除規定は遡及し適用いたします。また経過措置として、旧条例及び旧法により承認を受けた企業立地計画に従って対象施設を平成30年3月31日以前に設置した事業者の固定資産税については、その効力を有し、従前のおりとなりますが、現在対象となっている法人はありません。

以上で議案第3号の鳴沢村企業立地促進産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の説明を終了します。

**議長（佐藤博水君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。6番 渡邊明雄君。

**6番（渡邊明雄君）** お願いします。

具体的には、この地域経済牽引事業促進地域というのはどこら辺が該当するわけですか。

**議長（佐藤博水君）** 企画課長。

**企画課長（渡辺安司君）** 現在、鳴沢村におきましては、ジラゴンノ地区につきまして重点地区の指定となっております。

村内全域ということではございません。

**議長（佐藤博水君）** 6番 渡邊明雄君。

**6番（渡邊明雄君）** 具体的に、その事業の申請をするに当たってはどのような違いが……事業者です。

**議長（佐藤博水君）** 企画課長。

**企画課長（渡辺安司君）** 先ほど申しましたように6業種の業種の



要件がありました。今回の改正によりましてその業種の要件は削除されましたので、全ての国で定めている業種につきまして該当することとなっております。

**議長（佐藤博水君）** 6番 渡邊明雄君。

**6番（渡邊明雄君）** これが施行されるのは3月30日、それからのような、例えば3月30日に今から計画ありますよとか、あるいは3月30日以降に登録しますよとかってどの辺の判断でしょうか。今は具体的にはいつごろになるかわからないですけども、例えば、申請を今からやりますよ、まず受付が3月30日以降でないとだめ、そういうことでしょうか。

**議長（佐藤博水君）** 企画課長。

**企画課長（渡辺安司君）** 施行日につきましては公布の日となっておりますが、29年、昨年9月29日まで遡及して適用するということになっております。

事業採択におきましては、山梨県知事のほうに事業計画を提出し、そのものが承認されて1年以内に工場等の設備が設置されたものに対して該当となっております。したがって、今回、現在の法人の対象となっているものはございません。

したがって、4月1日以降につきましては、また新たな計画を知事のほうに事業者が出していただいて承認を受けた後に、この課税免除の適用がされるということです。

**議長（佐藤博水君）** ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

#### ◎日程第7 議案第4号鳴沢村国民健康保険条例の一部を改正する条例を定める件

議長（佐藤博水君） 日程第7、議案第4号鳴沢村国民健康保険条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。

住民課長（渡辺 積君） 議案第4号鳴沢村国民健康保険条例の一部を改正する条例を定める件について提案理由をご説明申し上げます。

本議案につきましては、国民健康保険法が平成30年度から改正され、同法第11条第1項に規定されていた「国民健康保険運営協議会」という文言がなくなり、新たに「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」という文言となることを踏まえ、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容としましては、議案の1ページをごらんください。

第2条中括弧内、「以下「協議会」という。」を「国民健康保

険法第11条第2項に規定する協議会をいう。次条において「協議会」という。」に改めるものです。

附則として、本条例の施行期日を平成30年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第4号の提案理由の説明を終わります。

**議長（佐藤博水君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

◎日程第8 議案第5号鳴沢村指定居宅介護支援等の事業の  
人員及び運営に関する基準を定める

## 条例を定める件

**議長（佐藤博水君）** 日程第8、議案第5号鳴沢村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

**福祉保健課長（三浦寿得君）** 議案第5号鳴沢村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行により、介護保険法の一部が改正され、市町村による介護支援専門員（ケアマネージャー）へ充実した育成や支援などを積極的にかかわっていくことができるよう、保険者機能の強化という観点から、居宅介護支援事業者の指定権限が平成30年4月1日に都道府県から市町村に移譲されることになり、従来まで都道府県が条例で定めていた指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準は市町村が定めなければならないため、本条例を制定するものであります。

これにより、人員に関する基準、運営に関する基準、基準該当居宅介護支援の事業に関する基準を定め、地域でケアマネジメントの役割を担っている介護支援専門員の育成などに積極的にかかわり、保険者機能の強化を図っていくものであります。

附則として、本条例の施行期日を平成30年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第5号の提案理由の説明を終わります。

**議長（佐藤博水君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(佐藤博水君)** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(佐藤博水君)** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(佐藤博水君)** 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(佐藤博水君)** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

### ◎日程第9 議案第6号鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件

**議長(佐藤博水君)** 日程第9、議案第6号鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

**福祉保健課長(三浦寿得君)** 議案第6号鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例改正につきましては、介護保険法第117条の規定に基づき第7期介護保険事業計画（平成30年から平成32年度）を策定したことにより、介護保険料率の適用期間の変更を行う必要があるため所要の改正を行うものであります。

改正内容としましては、議案の1ページをごらんください。

第2条中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改めるものであります。

附則として、本条例の施行期日を平成30年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第6号の提案理由の説明を終わります。

**議長（佐藤博水君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

◎日程第10 議案第7号鳴沢村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件

議長（佐藤博水君） 日程第10、議案第7号鳴沢村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

福祉保健課長（三浦寿得君） 議案第7号鳴沢村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、さらに地域包括ケアシステムを推進するために地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進や居宅介護支援事業所と医療機関との連携の強化、質の高い介護サービスの実現のために公平中立なケアマネジメントの確保について明確化する改正が行われたことにより、所要の改正を行うものがあります。

改正内容としましては、議案の1ページをごらんください。

地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進として、第2条第4項を改正するものであります。

これは、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進として、障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等における介護支援専門員（ケアマネージャー）と障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定居宅介護支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努める必要がある旨を規定するものであります。

続きまして、2ページをごらんください。

公正中立なケアマネジメントの確保として、第5条第2項を改正するものであります。

これは、利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対して介護予防サービス計画に位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができること等の説明を行い、理解を得なければならないものであります。

また、居宅介護支援事業所と医療機関との連携の強化のために、入院時における医療機関との連携促進として第5条第3項を加えるものであります。

これは、介護予防支援の提供の開始に当たり、利用者またはその家族に対し、病院または診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院または診療所に伝えるよう義務づけるものであります。

続きまして、6ページをごらんください。

平時からの医療機関等との連携促進として、第31条第15号及び同条第23号を加えるものであります。

第31条第15号では、訪問介護事業所等から伝達された利用



者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に、ケアマネージャー自身が把握した利用者の状況等について、ケアマネージャーから主治の医師等に必要な情報伝達を行うことを義務づけるものであります。

続きまして、7ページをごらんください。

第31条第23号では、利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることとされているが、この意見を求めた主治の医師等に対して介護予防サービス計画を交付することを義務づけるものであります。

附則として、本条例の施行期日を平成30年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第7号の提案理由の説明を終わります。

**議長（佐藤博水君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(佐藤博水君)** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

**◎日程第11 議案第8号鳴沢村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件**

**議長(佐藤博水君)** 日程第11、議案第8号鳴沢村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

**福祉保健課長(三浦寿得君)** 議案第8号鳴沢村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

これは、指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

2ページをごらんください。

目次中、「第5節」を「第6節」とし、第4節の次に、「第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準(第59条の19の2・第59条の19の3)」を加えるものです。本則は12ページから17ページに追加するものであります。

改正内容としましては、地域共生社会の実現に向けた取り組み

の推進により、第2条「第6号」を「第7号」とし、第5号の次に第6号を加え、12ページに「第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準」を加えるものです。

これは、共生型地域密着型サービスの創設に伴い、共生型地域密着型サービスを定義し、共生型地域密着型通所介護について、障害福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援、放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型通所介護の指定を受けられるものとして基準を設けるものであります。

続きまして、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護のオペレーターの専任要件等の緩和により、3ページの第5条第1号、4ページの第6条第2項、同条第5項、同条第7項、5ページの同条第8項、6ページの同条第12項及び7ページの第16条第1項、8ページの第32条第3項、9ページの第39条第1項及び同条第4項、10ページの第46条第1項、11ページの第47条第2項を改めるものであります。

これは、オペレーターに係る訪問介護のサービス提供責任者の経験が「3年以上」から「1年以上」に変更となり、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者のサービス提供責任者については、引き続き3年以上の経験を必要とするものとします。

また、日中午前8時から午後6時までと夜間・早朝の午後6時から午前8時までにおけるコール件数等の状況に大きな差は見られないことを踏まえ、日中についても、利用者へのサービス提供に支障がない場合には、オペレーターと随時訪問サービスを行う訪問介護員及び指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所以外の同一敷地内の事業所の職員の兼務を認めるものであります。

また、介護・医療連携推進会議の開催頻度を年4回から年2回

とし、利用者の全てが同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住しているような実態があることを踏まえ、正当な理由がある場合を除き、地域の利用者に対してもサービス提供を行わなければならないことを明確化するものです。

続きまして、17ページをごらんください。

第59条の24の指定療養通所介護事業所の利用定員数を「9人以下」から「18人以下」に改正いたします。

また、第59条の26の「運営規程」とあるものを「重要事項に関する規程」と改めます。

続きまして、22ページをごらんください。

共用型指定認知症対応型通所介護の利用定員の見直しについて、第65条第1項を改めるものであります。

これは、普及促進を図る観点から、ユニットケアを行っている地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員数を、「1施設当たり3人以下」から「1ユニット当たりユニットの入居者とあわせて12人以下」に見直されたものであります。

続きまして、31ページをごらんください。

指定認知症対応型共同生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における身体拘束等の適正化の推進について、第117条第7項、33ページの第138条第6項、37ページの第157条第6項、38ページの第182条第8項を加えるものであります。

これは、身体的拘束等さらなる適正化を図る観点から、運営基準の各種措置を講じなければならない規定を設けるものであります。

続きまして、37ページをごらんください。

地域密着型介護老人福祉施設における入所者の病状の急変等への対応方針の策定義務づけについて、第165条の2、38ページの第168条第6号、39ページの第186条第7号を加えるものであります。

これは、入所者の病状の急変等に備えるため、施設に対してあらかじめ配置医師による対応その他の方法による対応方針を定めなければならないことを義務づけるものであります。

続きまして、39ページをごらんください。

指定看護小規模多機能型居宅介護の見直しについて、第191条各項、45ページの第192条第2項、46ページの第194条、48ページの第195条第2項、第199条第1項を改めるものであります。

これは、サービス供給量をふやす観点及び効率化を図る観点から、サービス提供体制を維持できるように配慮しつつサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所を創設し、基準を設けるものであります。またサービス供給量をふやす観点から、診療所からの参入を進めるよう基準を緩和するものであります。

続きまして、医療と介護の複合型施設である介護医療院が創設されたため、本条文中の必要箇所介護医療院の文言を追加いたします。

さらに、本条文中のイロハ順になっている項目番号を他の条例同様、片仮名の五十音順に変更いたします。

また、附則の改正として、附則第10条、附則第11条、附則第12条中の「平成30年3月31日」とあるのを「平成36年3月31日」と改め、附則第15条を附則第17条とし、附則第14条の次に附則第15条、附則第16条を加えます。

附則として、本条例の施行期日を平成30年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第8号の提案理由の説明を終わります。

**議長（佐藤博水君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。6番 渡邊明雄君。

**6番（渡邊明雄君）** 鳴沢村指定地域密着型サービスの事業者の具体的な件数等をわかったら教えてください。

**議長（佐藤博水君）** 福祉保健課長。

**福祉保健課長（三浦寿得君）** 鳴沢村の地域密着型サービスを行っている事業所は、富士山荘の中にその部門がありまして、「ふるさと」という部門がございます。そちらが鳴沢村管内の施設です。あと、「ふきのとう」というところがございます。そちらのサービスのほうも地域密着型サービスということで行っております。

**議長（佐藤博水君）** ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

**◎日程第 1 2 議案第 9 号鳴沢村指定地域密着型介護予防サービス**  
**の事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件**

**議長（佐藤博水君）** 日程第 1 2、議案第 9 号鳴沢村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

**福祉保健課長（三浦寿得君）** 議案第 9 号鳴沢村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、さらに地域包括ケアシステムを推進するために、認知症の人への対応

の強化、質の高い介護サービス実現のために身体的拘束等の適正化推進、介護医療院創設の改正が行われたことにより、所要の改正を行うものであります。

改正内容としましては、議案の1ページをごらんください。

第4条第1項中、「法第5条の2」を「法第5条の2第1項」に改めるものであります。これは、介護保険法からの引用する条項を修正するものであります。

続きまして、医療と介護の複合型施設である介護医療院の創設に伴う所要の改正として、2ページの第5条第1項中、4ページの第45条第3項中、5ページの第46条中、第60条第3項中、第72条第2項中及び6ページの第73条中、7ページの第83条第3項中及び9ページの別記1に「介護医療院」の文言の追加を行うものであります。

続きまして、3ページをごらんください。

第9条第1項中、「指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。」とあるものを「指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。」に改めるものであります。

これは、認知症の人への対応強化に伴い共用型認知症対応型通所介護の利用定員が見直され、ユニットケアを行っている地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において、利用定員数



を「1施設当たり3人以下」から「1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下」に見直されたものであります。

続きまして、6ページをごらんください。

第78条に第3項を追加します。

「第3項 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。第1号、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。第2号、身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。第3号、介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。」を加えるものであります。

これは、身体的拘束等の適正化の推進に伴い、身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、運営基準に規定を設けるものであります。

附則として、本条例の施行期日を平成30年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第9号の提案理由の説明を終わります。

**議長（佐藤博水君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番 小林昭一君。

**4番（小林昭一君）** 身体的拘束等とこの中でありますが、主にどのようなものを指すか教えてください。

**議長（佐藤博水君）** 福祉保健課長。

**福祉保健課長（三浦寿得君）** ここにある身体的拘束とは、入居者が夜中あるいは日中問わずですが、暴れたりなどするときベッドに拘束具でくくりつけるようなことを言いまして、こうい

ったことを改善することが法律のほうで定めておりますので、それを明確化するものであります。

**議長（佐藤博水君）** 4番 小林昭一君。

**4番（小林昭一君）** 医療的な拘束はないんでしょうか。身体的な拘束とは、とめるとかつなぐとかということで。医療的なことで注射を打つとか治療をストップされるとかということはない、ということですね。

**議長（佐藤博水君）** 福祉保健課長。

**福祉保健課長（三浦寿得君）** 介護施設ですので医療行為ではなくて、介護されている方が薬等、そういった症状によって暴れたり、そういったことをした場合に拘束具をつけてするようなことはやめましょう、このようなことです。

**議長（佐藤博水君）** ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤博水君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

◎日程第13 議案第10号鳴沢村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件

議長(佐藤博水君) 日程第13、議案第10号鳴沢村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

福祉保健課長(三浦寿得君) 議案第10号鳴沢村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の改正に伴い、介護保険法施行規則において地域密着型サービス事業者の資格要件が改正されたため、所要の改正を行うものであります。

改正内容としましては、議案の1ページをごらんください。

第3条(指定地域密着型サービス事業者等の申請者の資格)第1項中、「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者(看護小規模多機能型居宅介護に係る指定の申請に限る。)」を加えるものであります。

これは、サービス供給量をふやす観点から、診療所からの参入を進めるよう基準を緩和するもので、現行、看護小規模多機能型居宅介護の指定を受けるためには法人であることが必要であるが、医療法の許可を受けて診療所を開設している者も認めることを規定するものであります。

附則として、本条例の施行期日を平成30年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第10号の提案理由の説明を終わります。

**議長（佐藤博水君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

◎日程第14 議案第11号村道路線の認定及び廃止の件

議長（佐藤博水君） 日程第14、議案第11号村道路線の認定及び廃止の件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。振興課長。  
振興課長（木暮富人君） 議案第11号村道路線の認定及び廃止の件についてご説明申し上げます。

中山間地域総合整備事業により、入りの棚ほ場、的場ほ場、臼田和ほ場が整備されたことに伴い、道路法第8条第1項及び第10条第1項の規定に基づき、各ほ場内等の村道の廃止を行い、現状に応じて新たに村道を認定するものです。

詳細につきましては、お手元に配布しました資料をごらんいただきたいと思いますが、入りの棚ほ場、的場ほ場、臼田和ほ場それぞれの路線について廃止し、現状に応じた認定をするものでございます。その他1件につきましては、個人の住民の方1軒にかかわる廃止と認定になります。

説明につきましては、路線数が多いため省略させていただきますが、以上について、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上で議案第11号の提案理由の説明を終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

◎日程第15 議案第12号平成29年度鳴沢村一般会計補正予算（第5号）

◎日程第16 議案第13号平成29年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

◎日程第17 議案第14号平成29年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

◎日程第18 議案第15号平成29年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第3号）

◎日程第19 議案第16号平成29年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議長（佐藤博水君） 日程第15、議案第12号平成29年度鳴沢村一般会計補正予算（第5号）から、日程第19、議案第16号平成29年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの5件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 議案第12号平成29年度鳴沢村一般会計補正予算（第5号）から、議案第16号平成29年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの5議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

平成29年度の各会計歳入歳出予算の総額から779万1,000円を減額し、一般会計並びに特別会計予算総額を29億269万円とするものであります。

一般会計の主な歳出の概要につきましては、国民健康保険特別会計繰出金251万1,000円、社会教育推進事業204万6,000円、後期高齢者医療療養給付費100万円などで、このほかに、年度末となり決算見込み額が把握できる状況となったことから減額できる部分について不用額の減額を行うものであります。

歳入の内訳としましては、村税2,720万円、普通交付税7,639万6,000円、繰越金706万3,000円などを見込むほか、基金繰入金4,989万7,000円などを減額するものであります。

また、歳出では、余剰となる1億2,329万3,000円を公共施設建設基金に積み立てるものであります。

なお、地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費として、村道改良事業3,557万円、道路敷分筆・所有権移転登記事業240万円の2事業、計3,797万円を平成30年度へ繰り越しできるものとして設定するものであります。

鋭意事業を執行してまいりますので、議員各位におかれましても特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で議案第12号から議案第16号までの提案理由の説明を終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号から議案第16号までの5件については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

---

◎日程第20 議案第17号平成30年度鳴沢村一般会計予算

◎日程第21 議案第18号平成30年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算

◎日程第22 議案第19号平成30年度鳴沢村簡易水道事業特別会計予算

◎日程第23 議案第20号平成30年度鳴沢村介護保険特別会計予算

◎日程第24 議案第21号平成30年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計予算

◎日程第25 議案第22号平成30年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算

議長（佐藤博水君） 日程第20、議案第17号平成30年度鳴沢村一般会計予算から、日程第25、議案第22号平成30年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの6件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 議案第17号平成30年度鳴沢村一般会計予算から、議案第22号平成30年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの6件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第17号平成30年度鳴沢村一般会計予算につきましては、



歳入歳出予算総額 1 9 億 5 1 万 1, 0 0 0 円で、前年度比 1. 6 %、2, 9 3 5 万円の増となりました。

景気は緩やかに回復されているとは言われていますが、地方への波及効果はまだまだであり、また地方自治体を取り巻く環境も少子高齢化の進展を初めとする多様な課題が山積みされているところでもあります。

当村においては、村税収入について微増傾向が伺えますが、村の主幹税である固定資産税の土地の下落傾向は続いており、今後も大幅な増収は見込めない状況であります。

また、地方交付税については、平成 3 0 年度の国の地方財政計画において前年度と比較し 2 % の削減とされており、今後も徐々に減少することが推測されております。

一方、歳出面では社会保障費の増加、公共施設の老朽化による維持補修、改築費の増加等により、今後、財政が硬直化することが懸念されます。

このような財政状況の中、より一層の財源確保が求められるところであり、今年度についても可能な限り国・県支出金などの特定財源を積極的に確保した上での予算編成を行いました。

歳出においての新規事業などについては、所信表明で一端を述べさせていただきましたが、そのほか主な歳出といたしまして、社会資本整備総合交付金を活用した村道改良事業 1 億 4 9 3 万 8, 0 0 0 円、いきやりの湯の進入路の舗装打ちかえなどを行う道の駅なるさわ運営事業 3, 1 2 0 万 4, 0 0 0 円、戸籍電算システムの更新などを行う戸籍電算システム運用経費 2, 1 6 8 万円、子ども・子育て支援対策として継続して行っている子ども医療費助成事業 1, 7 4 8 万 2, 0 0 0 円、外国語用の観光パンフレット作成などを行う観光振興事業 1, 2 9 5 万 7, 0 0 0 円などを計上しております。

歳入につきましては、村税7億6,193万円、特別交付税を含む地方交付税4億2,147万6,000円、国庫支出金1億2,905万7,000円、県支出金9,731万1,000円などを見込んでおります。なお、不足する財源につきましては、財政調整基金など1億3,037万円を繰り入れます。

続いて、議案第18号平成30年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算から、議案第22号平成30年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの5件につきましては、各特別会計の歳入歳出合計といたしまして7億9,688万8,000円で、前年度比10.9%、9,787万6,000円の減となっております。

以上が平成30年度一般会計並びに特別会計の予算概要となりますが、引き続き歳入の確保及び歳出の節減、合理化に努め、健全で安定的な財政運営に努める所存でありますので、議員各位におかれましても特段のご理解とご支援を賜りたいと存じます。

以上で議案第17号から議案第22号までの6件についての提案理由の説明を終わります。

**議長（佐藤博水君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号から議案第22号までの6件については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

---

**議長（佐藤博水君）** 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、本会議は3月13日から19日までの7日間を休会としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議は3月13日から19日までの7日間を休会とすることに決定しました。

なお、本会議は3月20日午後3時から再開いたします。

本日は以上で散会いたします。

ご苦勞さまでした。

散会 午前11時43分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年3月12日

議会議長

署名議員

署名議員



平成30年第1回3月20日再開

1、出席議員

1番	三浦直樹	2番	渡辺圭一
3番	小林清一	4番	小林昭一
5番	渡邊政司	6番	渡邊明雄
7番	三浦利雄	8番	小林利雄
9番	佐藤博水		

2、欠席議員

なし。

3、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 副村長 渡邊昭訓  
教育長 渡辺千秋 総務課長 渡辺一博  
税務課長 渡辺英博 企画課長 渡辺安司  
福祉保健課長 三浦寿得 住民課長 渡辺 積  
振興課長 木暮富人 会計管理者 佐藤政中

4、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小林昭博  
議会事務局書記 渡辺和彦

5、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 諸般の報告  
日程第3 議案第12号平成29年度鳴沢村一般会計補正予算  
(第5号)  
日程第4 議案第13号平成29年度鳴沢村国民健康保険特別  
会計補正予算(第4号)  
日程第5 議案第14号平成29年度鳴沢村簡易水道事業特別  
会計補正予算(第1号)

- 日程第 6 議案第 15 号平成 29 年度鳴沢村介護保険特別会計  
補正予算 (第 3 号)
- 日程第 7 議案第 16 号平成 29 年度鳴沢村後期高齢者医療特  
別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 8 議案第 17 号平成 30 年度鳴沢村一般会計予算
- 日程第 9 議案第 18 号平成 30 年度鳴沢村国民健康保険特別  
会計予算
- 日程第 10 議案第 19 号平成 30 年度鳴沢村簡易水道事業特別  
会計予算
- 日程第 11 議案第 20 号平成 30 年度鳴沢村介護保険特別会計  
予算
- 日程第 12 議案第 21 号平成 30 年度鳴沢村介護予防支援事業  
特別会計予算
- 日程第 13 議案第 22 号平成 30 年度鳴沢村後期高齢者医療特  
別会計予算
- 日程第 14 同意第 1 号鳴沢村教育長の任命に同意を求める件
- 日程第 15 選挙第 1 号鳴沢村選挙管理委員会委員選挙の件
- 日程第 16 選挙第 2 号鳴沢村選挙管理委員会委員補充員選挙  
の件
- 追加日程第 1 議案第 23 号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を  
改正する条例を定める件
- 追加日程第 2 議案第 24 号鳴沢村後期高齢者医療に関する条例  
の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 17 一般質問
- 日程第 18 委員会の閉会中の継続調査の件

再開 午後 3 時 0 0 分

**議長（佐藤博水君）** 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

---

### ◎日程第 1 会議録署名議員の指名

**議長（佐藤博水君）** 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 1 2 3 条の規定により、三浦直樹君、渡辺圭一君を指名いたします。

---

### ◎日程第 2 諸般の報告

**議長（佐藤博水君）** 日程第 2、諸般の報告を行います。

平成 2 9 年第 4 回定例会以降に開かれました、一部事務組合議会に関する事項の報告を求めます。

報告者は自席にて報告を行ってください。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会、5 番 渡邊政司君。

**5 番（渡邊政司君）** 鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についてのご報告をさせていただきます。

1 2 月 2 2 日金曜日、1 4 時より招集され、第 4 回定例会が行われました。

議員 1 8 名と、会議事件説明のために組合長並びに事務局 2 名の出席がありました。

本会議における会議事件は 2 件で、まず会議録署名議員の指名があり、会期は 2 2 日の 1 日間と決定されました。

内容としましては、鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合長

等の給与及び旅費条例の一部を改正する条例を定める件について、事務局から提案理由の説明があり、原案のとおり承認されました。これは平成29年8月8日付の人事院勧告に基づき、条例の一部を改正するものです。

次に、平成29年度鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合一般会計補正予算（第3号）について事務局から、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ104万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,597万6,000円とする予算補正についての説明があり、原案のとおり承認されました。

補正の主な内容は、鹿柵奨励金の追加152万円です。

その他報告事項としまして、東電入山鑑札補償、また組合所有地の交換、富士山火山防災対策、平成30年マイカー規制についての報告がありました。

決定事項としましては、東電入山鑑札補償については東電からの回答待ち、また組合所有地の交換については入りの柵土地、平成30年マイカー規制については63日間と決定したとの報告がありました。

以上で鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告を終了いたします。

**議長（佐藤博水君）** 富士五湖広域行政事務組合議会、3番 小林清一君。

**3番（小林清一君）** 富士五湖広域行政事務組合議会臨時会が12月26日に開催されました。

議員18名と、会議事件説明のために、代表理事の堀内 茂富士吉田市長を初め、理事会の各市町村長並びに事件説明のために全執行部員の出席者がありました。

議会開始前に、富士河口湖町議会議員の改選等に伴う議長の選



挙及び各委員会委員の補欠選任がありました。

本会議においては、会期を12月26日の1日間と決まりました。

会議事件は2件。

議案第12号富士五湖広域行政事務組合職員給与条例の一部改正について。本案は地方公務員法第24条の改正及び手当支給に係る算出方法における労働基準法との整合性を図るため所要の改正を行うものであります。

議案第13号富士五湖広域行政事務組合監査委員の選任について。

いずれも審議の結果、執行部案に全員の賛成で可決しました。

1件目は以上です。

同じく、富士五湖広域行政事務組合議会第1回定例会について。

2月26日午後2時より招集があり、会議が行われました。

議員16名と、会議事件説明のために、代表理事の堀内 茂富士吉田市長を初め、理事会の各市町村長並びに事件説明のために全執行部員の出席者がありました。

本会議においては、会期が12月26日、27日の2日間と決まりました。

会議事件は議案5件でした。

議案第1号平成30年度富士五湖広域行政事務組合一般会計予算。歳入歳出それぞれ16億5,269万円、前年に比較して1億598万6,000円の増額。

議案第2号平成30年度富士五湖広域行政事務組合富士五湖ふるさと振興整備事業特別会計予算。歳入歳出それぞれ921万3,000円、前年に比較して87万2,000円の増額です。

議案第3号平成30年度富士五湖広域行政事務組合富士五湖聖苑特別会計予算。歳入歳出それぞれ1億386万9,000円、

前年に比較して569万3,000円の増額。

予算案はいずれも原案のとおり可決されました。

議案第4号富士五湖広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。提案理由は、育児・介護休業法（平成3年法律76号）の一部改正が、平成29年10月1日から施行されたことに伴い、本条例に係る所要の改正をすることです。

議案第5号富士五湖広域行政事務組合消防手数料条例の一部改正。提案理由は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（以下「標準令」という）に定められる手数料の標準額が、直近の人件費単価、消費者物価指数の変動及び審査1件当たりの備品費の増加などにより見直しが行われ、標準令の一部が改正されることに伴い、富士五湖広域行政事務組合消防手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を改正するもの。

予算案及び議案第4号、第5号は、いずれも執行部案に全員の賛成で可決されました。

その他として防火ポスターの募集がありまして、300点余りの応募がありました。最優秀賞に河口湖南中の生徒も受賞しておりました。

以上で富士五湖広域行政事務組合議会についての報告を終了します。

**議長（佐藤博水君）** 青木が原ごみ処理組合議会、2番 渡辺圭一君。

**2番（渡辺圭一君）** 青木が原ごみ処理組合議会について報告させていただきます。

平成30年2月26日に招集され、9時30分より会議が行われました。

本会議において会期が2月26日、1日間と決定されました。

議員7名と、会議事件説明のために管理者、副管理者、所長、会計管理者、監査委員の出席がありました。

会議については、平成30年度青木が原ごみ処理組合一般会計歳入歳出予算について、歳入歳出とも3,011万6,000円が承認され、会議を終了いたしました。

以上です。

**議長（佐藤博水君）** 青木ヶ原衛生センター議会、3番 小林清一君。

**3番（小林清一君）** 青木ヶ原衛生センター議会について報告させていただきます。

2月26日午前11時より招集され、会議が行われました。

議員8名と、会議事件説明のため管理者の渡辺喜久男富士河口湖町長を初め、事件説明のため執行部6名の出席者がありました。

本会議においては、会期が2月26日の1日間と決まりました。会議事件は1件でした。

議案第1号平成30年度青木ヶ原衛生センター一般会計予算。歳入歳出予算の総額は5,972万2,000円。

全員の賛成で原案のとおり認定されました。

以上で青木ヶ原衛生センター議会についての報告を終了します。

**議長（佐藤博水君）** 山梨県後期高齢者医療広域連合議会、1番 三浦直樹君。

**1番（三浦直樹君）** 山梨県後期高齢者医療広域連合議会についての報告をさせていただきます。

2月21日午後2時30分より招集され、第1回定例会が行われました。

議員24名と、会議事件説明のために広域連合長、事件説明のために執行部及び事務局11名の出席がありました。

最初に、新たに選出された議員3名の議席の指定があり、会期は1日間と決定されました。

その後、空位となった議会副議長の選挙については指名推選により、富士川町の秋山勇議員が就かれました。また、欠員となった議会運営委員会委員に甲府市の深沢健吾議員と山梨市の深沢敏彦議員が選任されました。

議案第1号山梨県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号山梨県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例及び情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これらの3件は、それぞれ原案のとおり制定されました。

議案第4号山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算については、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ減額せず、歳出予算の組みかえを行うもので、民生費から117万2,000円を諸支出金に組みかえたものです。

議案第5号山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,316万7,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1,015億3,698万2,000円とするものです。

議案第6号平成30年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算については、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5億8,056万5,000円と定めるものです。

議案第7号平成30年度山梨県後期高齢者医療広域連合医療特別会計予算については、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,010億5,205万8,000円と定め、一時借入金

の借り入れの最高額は100億円と定めるものです。

いずれも原案のとおり可決することに決定しました。

以上で山梨県後期高齢者医療広域連合議会についての報告を終了いたします。

**議長（佐藤博水君）** 次に、本日、議会運営委員会が開催されておりますので、その報告を求めます。議会運営委員長 三浦利雄君。

**議会運営委員長（三浦利雄君）** 議会運営委員会開催の報告をさせていただきます。

本日午後2時半より、議員控室において議会運営委員会を開催いたしました。

委員全員と議長、議案等の説明のため総務課長、職務のため議会事務局長及び書記の出席がありました。

委員会で決定された事項については、次の1項目です。

本日の本会議での追加事件の取り扱いは、追加日程として議題とすること。

以上であります。

以上で本日開催しました議会運営委員会の報告を終了いたします。

**議長（佐藤博水君）** 以上で諸般の報告を終わります。

---

◎日程第3 議案第12号平成29年度鳴沢村一般会計補正  
予算（第5号）

◎日程第4 議案第13号平成29年度鳴沢村国民健康保険  
特別会計補正予算（第4号）

◎日程第5 議案第14号平成29年度鳴沢村簡易水道事業  
特別会計補正予算（第1号）

◎日程第6 議案第15号平成29年度鳴沢村介護保険特別

## 会計補正予算（第3号）

### ◎日程第7 議案第16号平成29年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

**議長（佐藤博水君）** 日程第3、議案第12号平成29年度鳴沢村一般会計補正予算（第5号）から日程第7、議案第16号平成29年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの5件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 渡邊政司君。

**予算決算常任委員長（渡邊政司君）** 今定例会におきまして予算決算常任委員会に付託された、議案第12号平成29年度鳴沢村一般会計補正予算（第5号）から議案第16号平成29年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの5議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い去る3月12日に開催し、付託案件の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過については省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された5議案について、賛成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

**議長（佐藤博水君）** 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員で構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(佐藤博水君)** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(佐藤博水君)** 討論なしと認めます。

これより議案第12号から議案第16号までの5件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。

議案第12号から議案第16号までの5件は、委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(佐藤博水君)** 起立全員です。したがって、議案第12号から議案第16号までの5件は、原案のとおり可決することに決定しました。

---

◎日程第8 議案第17号平成30年度鳴沢村一般会計予算

◎日程第9 議案第18号平成30年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算

◎日程第10 議案第19号平成30年度鳴沢村簡易水道事業特別会計予算

◎日程第11 議案第20号平成30年度鳴沢村介護保険特別会計予算

◎日程第12 議案第21号平成30年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計予算

◎日程第 1 3 議案第 2 2 号平成 3 0 年度鳴沢村後期高齢者  
医療特別会計予算

議長（佐藤博水君） 日程第 8、議案第 1 7 号平成 3 0 年度鳴沢村一般会計予算から、日程第 1 3、議案第 2 2 号平成 3 0 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの 6 件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 渡邊政司君。

予算決算常任委員長（渡邊政司君） 今定例会におきまして、予算決算常任委員会に付託された議案第 1 7 号平成 3 0 年度鳴沢村一般会計予算から、議案第 2 2 号平成 3 0 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの合計 6 議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い去る 3 月 1 4 日及び 1 5 日並びに 1 6 日に開催し、付託案件の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過については省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された 6 議案について、賛成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、村当局におかれましては、審査の過程で委員各位より出されました質疑、意見等について、十分に予算執行に生かされるよう一層の努力をお願いするものであります。

以上、会議規則第 3 8 条第 1 項の規定により報告いたします。

議長（佐藤博水君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は、議員全員で構成され、議員諸君は、委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありま



せんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(佐藤博水君)** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(佐藤博水君)** 討論なしと認めます。

これより議案第17号から議案第22号までの6件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。

議案第17号から議案第22号までの6件は、委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(佐藤博水君)** 起立全員です。したがって、議案第17号から議案第22号までの6件は、原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### ◎日程第14 同意第1号鳴沢村教育長の任命に同意を求める件

**議長(佐藤博水君)** 日程第14、同意第1号鳴沢村教育長の任命に同意を求める件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。鳴沢村長 小林 優君。

**村長(小林 優君)** 同意第1号鳴沢村教育長の任命に同意を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

現教育長であります渡辺千秋氏が、3月31日をもって任期満

了となることを受け任命するもので、鳴沢村1769番地、渡邊伸一氏を教育長として任命したいと思います。

ご存じのように人格が高潔ですぐれた識見を持ち、適任と認めますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ご審議の上、ご同意いただけますようお願い申し上げます。

**議長（佐藤博水君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 討論なしと認めます。

これより同意第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（佐藤博水君）** 起立全員です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第 1 5 選挙第 1 号鳴沢村選挙管理委員会委員選挙の  
件

議長（佐藤博水君） 日程第 1 5、選挙第 1 号鳴沢村選挙管理委員会委員の選挙を行います。

ここで選挙の方法についてお諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定により、指名推選にいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

次に、指名の方法についてお諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

鳴沢村選挙管理委員会委員に、鳴沢村 7 1 5 番地、渡辺英男君、鳴沢村 8 5 2 9 番地 2 8 6、渡辺 正君、鳴沢村 3 4 9 4 番地 3、渡邊繁樹君、鳴沢村 3 1 5 4 番地、小林 清君、以上の方を指名いたします。

お諮り致します。ただいま議長が指名しました方を、鳴沢村選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました渡辺英男君、渡辺 正君、渡邊繁樹君、小林 清君、以上の方が鳴沢村選挙管理委員会委員に当選されました。

◎日程第 16 選挙第 2 号鳴沢村選挙管理委員会委員補充員  
選挙の件

議長（佐藤博水君） 日程第 16、選挙第 2 号鳴沢村選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

ここで、選挙の方法についてお諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。次に、指名の方法についてお諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

鳴沢村選挙管理委員会委員補充員に第 1 順位、鳴沢村 1992 番地 4、梶原富久君、第 2 順位、鳴沢村 2601 番地、渡邊信也君、第 3 順位、鳴沢村 1806 番地、小林賢太郎君、第 4 順位、鳴沢村 4262 番地、渡邊 潔君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました方を、鳴沢村選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました第 1 順位、梶原富久君、第

2 順位、渡邊信也君、第 3 順位、小林賢太郎君、第 4 順位、渡邊 潔君、以上の方が補充順序のとおり、鳴沢村選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

---

**議長（佐藤博水君）** お諮りいたします。

ただいま鳴沢村長、小林 優君から議案第 2 3 号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件及び議案第 2 4 号鳴沢村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を定める件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議案第 2 3 号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件を追加日程第 1 として、また議案第 2 4 号鳴沢村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を定める件を追加日程第 2 として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。よって、議案第 2 3 号及び議案第 2 4 号を日程に追加し、それぞれ追加日程第 1 及び追加日程第 2 として議題とすることに決定しました。

---

**◎追加日程第 1 議案第 2 3 号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件**

**議長（佐藤博水君）** 追加日程第 1、議案第 2 3 号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。

**住民課長（渡辺 積君）** 議案第 2 3 号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件について提案理由をご説明申

し上げます。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が、平成29年3月27日に成立し、国民健康保険における財政責任主体が都道府県になることに伴う国民健康保険税の改正部分については、平成30年4月1日から施行されることを踏まえ、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容としましては、課税額の定義の変更であります。

議案の1ページをごらんください。

第2条第1項中の「国民健康保険に要する費用」を「国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用」に改め、基礎課税額を第1号、後期高齢者支援金課税額を第2号、介護納付金課税額を第3号に分けるものであります。

続いて、2ページをごらんください。

第2条第2項中、前項の後に第1号を加え、同条第3項中、第1項の後に第2号を加え、同条第4項中、第1項の後に第3号を加え、「（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）」を削除するものであります。

最後に、4ページをごらんください。

第5条の2第1号中「（昭和33年法律第192号）」を削除するものであります。

なお、附則として本条例の施行期日を平成30年4月1日から施行するものであります。また、この条例による改正後の鳴沢村国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものであります。

以上で議案第23号の提案理由の説明を終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

◎追加日程第2 議案第24号鳴沢村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議長（佐藤博水君） 追加日程第2、議案第24号鳴沢村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。

住民課長（渡辺 積君） 議案第24号鳴沢村後期高齢者医療に関

する条例の一部を改正する条例を定める件について提案理由をご説明申し上げます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が、平成30年4月1日から施行され、高齢者の医療の確保に関する法律に第55条の2の規定が新設されることに伴い、国民健康保険の住所地特例の適用を受けている被保険者が、後期高齢者医療制度に加入した場合には、従前は住所地特例の適用がなかったものが、後期高齢者医療保険においても住所地特例を継続して受けることになるための改正を行うものであります。

主な改正点をご説明申し上げます。

議案の1ページをごらんください。

第3条第2号中「第55条第1項」の後に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「法第55条第2項第1号」の後に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加えるものであります。

続いて、2ページをごらんください。

第3条第4号中「法第55条第2項第2号」の後に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同号中「同号」を「法第55条第2項第2号」とし、同条に次の第5号を加えるものであります。「第5号 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により村に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者」を加えるものであります。

最後に、2ページから3ページにかけて、附則中第2条の前の



見出し及び同条を削除し、第3条を第2条に改めるものであります。

附則として、本条例の施行期日を平成30年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第24号の提案理由の説明を終わります。

**議長（佐藤博水君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

## ◎日程第17 一般質問

**議長（佐藤博水君）** 日程第17、一般質問を行います。

ここで一般質問通告取り下げの報告をいたします。

三浦直樹議員から1件の一般質問通告の取り下げの申し出がございましたので、これを許可いたしました。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

小林昭一君からの「在宅医療の推進について」の質問を許します。4番 小林昭一君。

**4番（小林昭一君）** 在宅医療の推進について、村長にお伺いいたします。

昨年10月、村内に診療所が開設され、鳴沢村民はもとより近隣の市町村の皆様にも、大変便利であり感謝しているというお言葉を聞いています。診療科目も6科目と、稲垣先生のご苦勞が感じられます。診療時間も夕方6時半までと長時間にわたっており、感謝の念が堪えません。

在宅医療について伺います。

なるさわクリニックの誘致は、地域医療、在宅医療の充実を推進することが大きな目的であったかと思いますが、在宅医療を開始していただくには、クリニックの医師やスタッフの確保等のクリニック側の体制強化だけではなく、実施に向けて村からの働きかけや調整、連携、支援等、村の協力体制を構築していくことが必要不可欠ではないかと思えます。

在宅医療の推進について、現在の取り組み状況をお聞かせください。

**議長（佐藤博水君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 小林昭一議員の質問にお答えします。

鳴沢村を含めた富士東部地域の在宅医療については、保健福祉事務所を中心とした富士・東部地域在宅医療広域連携会議により、今後の体制づくりについて議論が行われているところでもあります。それによりますと、在宅医療実現のために課題となっている点は、在宅医の不足と啓発の不足による地域住民の自

助、互助が進んでいないことが挙げられています。

在宅医療は、医師の協力はもちろんのこと、患者や患者を支える家族、また訪問看護サービスや民生委員、自治消防などの地域住民が連携し、地域全体で取り組まなければ実現不可能なものであると考えております。

今後、村でも保健福祉事務所や医師会、訪問看護を行っているサービス機関などと協力し、地域の在宅医療体制の構築を推進していくとともに、地域住民への啓発活動に取り組んでいきたいと考えております。

質問にありました在宅医療には、「訪問診療」と「往診」の2つがあるようでございます。訪問診療とは、医師があらかじめ診療の計画を立て定期的に訪問し、診療・治療等を行うことです。また、往診とは、通院できない患者の要請を受け、その都度自宅での診療を行うことだそうです。

なるさわクリニックの稲垣先生に、在宅医療について今後の方針について伺ったところ、訪問診療は24時間体制を整える必要があるため、クリニック単独で実現できるものではなく、地域のクリニックとチームを組んで取り組んでいかなければならないとのことでした。訪問診療について、保健福祉事務所や医師会から訪問医療の当番制などでの協力要請があれば、積極的に参加していきたいとのことでした。

往診につきましては、富士五湖地域でも以前から自力で医療機関へ行くことが困難な方に対し、往診を行ってくれる診療所、クリニックが何ヶ所もありました。なるさわクリニックでも、午後の休診時間、あるいは一般診療終了後の時間帯等に、自宅への往診という方法であれば対応がとれるとのことでした。また、患者さんの看取りについても対応は可能とのことでした。

現在のクリニックの体制で今すぐということは難しいものの、

4月半ばにスタッフの増員が予定されていることもあるため、今後はクリニックに通院していた患者さんが、高齢や病気などを理由に通院が難しくなった際には、往診での診察や処方箋の作成ができる体制を整えていきたいとの回答を得ておりますことを報告し、小林昭一議員への答弁とさせていただきます。

**議長（佐藤博水君）** 以上で小林昭一君の一般質問を終わります。

次に、「高齢化により年々増加している医療費の抑制策について」の質問を許します。5番 渡邊政司君。

**5番（渡邊政司君）** 高齢化により年々増加している医療費の抑制策について、村長にお伺いいたします。

国民健康保険法等の改正により、平成30年4月からは県が財政運営の責任主体となり、各市町村とともに国保運営を担うこととなります。

山梨県では、移管に伴い、被保険者が市町村に納める保険料の算定根拠となる納付金額を算定し、公表しました。各市町村では今後、県が示した納付金額を参考にして保険料を納めていくことになり、県で算出した納付金額の減額幅が最も大きかったのは鳴沢村で、28年度と比べ1人当たり3万5,849円の減額となっています。

保険料を納めている方にとっては大変ありがたいことですが、納付金額の減額理由は何でしょうか。

また、鳴沢村では高齢化が進み、納付金額が増加していきます。県への納付金額を抑えるためには、今まで以上に利用費の抑制と健康づくりに取り組んでいく必要があります。増加傾向にある医療費を抑制するための新たな施策を伺います。

**議長（佐藤博水君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 渡邊政司議員の質問ですが、これは私より事情に精通しております住民課長と福祉保健課長に答弁をしてい

たゞきますので、よろしくお願ひいたします。

**議長（佐藤博水君）** 住民課長。

**住民課長（渡辺 積君）** 渡邊政司議員の質問にお答えいたします。

ご承知していただいているように、国民健康保険制度の健全運営を目的とした国保制度の体制により、これまで市町村単位で運営されていた国民健康保険制度は、平成30年4月より都道府県が財政運営の責任主体となります。

新制度では、県が市町村ごとの納付金額を毎年算定し、市町村は県に納付金を納める仕組みとなります。そのため県では、平成30年度の各市町村の納付金額と現行制度での平成28年度納付金相当額を算定し、去る1月26日に公表しました。県内27市町村で増額が12団体、減額が15団体で、1人当たりの納付金額は県平均で1,803円の減額、鳴沢村では3万5,849円の減額となっております。

これは、平成28年度納付金相当額が当村における1年間の保険料をもとに、国や県の補助金などを差し引いたもので算定されているのに対し、新制度では県全体の医療費を見込み、これをもとに市町村ごとの被保険者数やその所得額、医療費水準により納付金額が算定されている結果であります。

この新制度では、所得や医療費が高い市町村は納付金の割り当てが多くなり、低い市町村は少なくなります。当村の減額幅が多かった理由としましては、1人当たりの医療費が県下で3番目と少なく医療費が低かったこと、県内での所得総額割合が低かったこと、県内での被保険者数割合が低かったこと、制度改正によるスケールメリットがあらわれたこと、また、国民健康保険事業の健全運営に取り組んできたことなどが考えられます。

当村では、国民健康保険事業の健全運営に成功していますが、被保険者数は950人前後と小規模のため、人工透析や手術な

ど数名による高額医療等の増加でも影響が非常に大きく、過去3年間の単年度収支で赤字化している年もあります。

今回示された納付金額については、平成28年度、平成30年度で計算方法も異なり、保険税への影響までは想定が難しい状況ではありますが、県で示す納付金額や標準保険料率、また高齢化に伴う医療費の増加などを考慮し、可能な限り早い段階において保険税率の見直しを行う予定であります。

以上で納付金額減額補正理由についての答弁とさせていただきます。

次の質問であります増加傾向にある医療費を抑制するための新たな施策につきましては、福祉保健課長よりお答えいたします。  
**議長（佐藤博水君）** 福祉保健課長。

**福祉保健課長（三浦寿得君）** それでは、医療費の抑制と健康づくりの取り組みについてお答えいたします。

当村では、村の健診受診者全員に対して過年の受診結果と比較した健診結果説明会と、それに対して必要な生活習慣の改善について指導を行い、生活習慣病の予防と重篤化を未然に防ぐ取り組みを行っています。

医療費の抑制のためにジェネリック医薬品の利用を進めており、国民健康保険、後期高齢者医療保険の被保険者に対して、医療費明細書を送付する際に、現在服用している薬をジェネリック医薬品に切りかえた場合、自己負担額がいくら安くなるかをお知らせしております。

また、生活習慣病の中で長期にわたって多額の医療費を負担することになる、腎臓機能不全による人工透析者数を減らすための取り組みとして、平成27年度から慢性腎臓病に対する講演会を行い、29年度からは糖尿病性腎症についての講演会を行っています。

今後も講演会や健康指導を続けていくことで、腎臓病についての理解を深め、腎臓病を予防し、健康長寿につなげていきたいと考えているところであります。

これに関連した新たな取り組みといたしまして、30年度からは富士吉田医師会と連携し、各病院や診療所から重篤な腎臓病になる可能性がある患者の診療記録についての提供を受け、このような患者に対して各個別に保健師が生活習慣の改善を指導する取り組みを行ってまいります。

また、健康づくりへの取り組みといたしまして、春秋に実施する特定健診、がん検診への補助、要精密検査等への補助を行い、生活習慣病予防とがんの早期発見に努めております。このほかにも、メタボ予防・改善のための「なるなるフィットネス」「なるなるヘルシークッキング」といった健康づくりを行っております。今後もこのような事業を継続するとともに、新たな健康づくり事業をつくり出していきます。

また、近年ではお達者クラブによる各部活動が盛んになっており、特にグラウンド・ゴルフ部は部員数も40名余りと大勢の高齢者の方が積極的に参加しております。このように行政主導事業ばかりではなく、自主的な健康づくりへの取り組みが大切だと思っておりますので、今後ともできる限りの支援を行ってまいります。

以上で渡邊政司議員からの質問のお答えといたします。

議長（佐藤博水君） 5番 渡邊政司君。

5番（渡邊政司君） 住民課長に伺います。

納付金額を参考にして保険料を見直しするという回答をいただきましたけれども、減額する方向で見直しをされるのでしょうか。

議長（佐藤博水君） 住民課長。

住民課長（渡辺 積君） 県の算定が減額となっておりますので、減額の方で検討できると思います。

議長（佐藤博水君） 5番 渡邊政司君。

5番（渡邊政司君） 先ほどの回答のほうで、高額医療については人工透析というお話がありました。透析になると週3回、4時間ほどの治療が必要になります。また医療費は1人当たり年間500万円もかかります。保険料を低く抑えるためには、高額医療費の増加を抑制する必要があります。レセプトや診査情報等のデータを活用して、生活習慣病の重症化を予防する取り組みも進めるようお願いいたします。

以上で質問を終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で渡邊政司君の一般質問を終わります。

次に、「増え続ける農業放棄地の対応について、問題点と今後の具体的対策は」の質問を許します。3番 小林清一君。

3番（小林清一君） 農業従事者の高齢化に伴い、リタイアする農家や貸したいが借り手がいない農家が急速にふえ、その結果、荒れた遊休農地がますます増加しております。

以前、一般質問で、農地中間管理機構制度の活用や農業委員会、山梨県農業会議、全国農業委員会ネットワーク機構などとの連携により、遊休農地対策などの課題に対処していくと答弁をいただきましたが、現在の状況を見ますと、うまく機能していないのではないかと判断されます。

遊休農地対策の進捗状況及び今後の具体的な解決策について、改めてお聞かせください。

議長（佐藤博水君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 小林清一議員の質問ですが、私より精通しております振興課長から答弁をさせていただきます。

議長（佐藤博水君） 振興課長。



振興課長（木暮富人君） 小林清一議員の質問にお答えいたします。

平成28年第1回定例会においても、同様の趣旨の一般質問をいただき答弁させていただいております。

その際、平成27年度の数値で、再生可能な農地は170筆、8万9,039平米、再生困難な農地は341筆、18万6,870平米であり、その合計である荒廃農地は合計511筆、27万5,909平米あり、全体の農地面積に占める割合は17.4%と報告させていただきました。

最新の平成29年度の数値では、再生可能な農地は136筆、7万2,381平米、再生困難な農地は360筆、18万9,646平米、その合計である荒廃農地は496筆、26万2,027平米で、全体の農地面積に占める割合は15.9%と、若干ながら改善されております。これは農地中間管理機構を利用し貸し付けた農地が、平成27年度で78筆、2万4,747平米、平成28年度は19筆、5,452平米あったことが要因と思われれます。

しかしながら、荒廃農地の推移を詳細に見ますと、再生可能な農地が減少しているのに対し、再生困難な農地は中長期的にみると微増傾向にあります。これはやはり農地所有者の高齢化が主な原因と考えられます。5年後、10年後には高齢化がより進み、明らかに荒廃農地が増加すると見込まれます。

その具体的対策としては、前回の一般質問の際に答弁させていただいた農地中間管理機構制度の利用の促進を図ることはもちろん、高齢者や勤め人が管理できない農地に対する耕運などの農作業を委託及び受託する受委託事業の実施を検討していきたいと考えております。

また、新規就農者確保についても重点的に取り組んでいかなければなりません。その受け皿として、鳴沢村農協が主体とな

った農業法人の設立をお願いしているところでもあります。また、引き続き農家の営農意欲を落とさないための有害鳥獣防護柵の適正な維持管理及び有害鳥獣駆除も実施していきます。

以上で小林清一議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

**議長（佐藤博水君）** 3番 小林清一君。

**3番（小林清一君）** 1つお伺いしたいのは、所有者のうち、耕作放棄している人の意向調査のアンケートが毎年行われていると思います。その中で選択肢がありまして、農地中間管理機構に任せるのと、自分で担い手を探すか、自分で耕作するかというような選択肢があると。そういったときに、中間管理機構に預けた場合、中間管理機構では担い手をこちらのほうに派遣してくれるのかどうか、実際にそういう例があるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

**議長（佐藤博水君）** 振興課長。

**振興課長（木暮富人君）** 中間管理機構につきましては、先ほど申し上げましたように27年度で78筆、28年度で19筆ということで、利用というか貸し出しております。実際のところ中間管理機構に貸し出しを申し込んだとしても、中間管理機構のルールというのがございまして、そのルールに合致しない場合には、中間管理機構で借りてくれないような状況がございます。

また、借り手がいなければ、それもやっぱり中間管理機構が借りてくれないということでもなかなか厳しいんですが、現状の遊休農地のほとんどが、中間管理機構で借りられるものは借りられているのではないかと考えられます。

ただし、今後、耕作放棄地等がだんだんふえてくると思われますので、そういう中でまた中間管理機構の利用もできていくのではないかと考えております。

以上です。

議長（佐藤博水君） 3番 小林清一君。

3番（小林清一君） いろんな背景があり、また今後いろんな対応を図っていただいていると思いますので、ぜひ農業者の所得向上も含めた担い手を育てるという意味で、どうかいろいろ対策をお願いしたいと思います。

以上で私の質問は終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で小林清一君の一般質問を終わります。

次に、「公営住宅、公営アパートの考えは」の質問を許します。

1番 三浦直樹君。

1番（三浦直樹君） 公営住宅、公営アパートの考えについて、村長にお伺いいたします。

山梨県の人口が減少していく傾向にあり、特に20代、30代の若者の県外への転入転出が全体の6割に至っています。

若い世代の希望をかなえ、安心して結婚し子育てができる環境整備に向けて、鳴沢村まち・ひと・しごと創生総合戦略の中の施策である鳴沢村への移住者招致、定住の促進を推し進めるものとして、村営住宅、村営アパートの運営を考えたらどうでしょうか。

県に働きかけ、県営住宅の誘致を申請することも有効ではないかと思われまます。そのような考えはあるでしょうか。

議長（佐藤博水君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 三浦直樹議員の質問にお答えいたします。

山梨県内では人口減少と高齢化の進展があり、特に若者の県外への転出が超過となっております。

まず、山梨県に県営住宅の整備を要望する要件についてですが、公営住宅法による生活困窮者や低所得者向けの村営住宅を村で先に建設した場合、不足分を県が補完し整備することとなっております。また、山梨県内の県営住宅は飽和状態であり、新規

の建築は困難な状況であるとの内容でした。

公営住宅整備には2つの方法があると思います。第一には、公営住宅法による低所得者向けの住宅整備、第二には、子育て支援住宅の整備があります。子育て支援住宅の整備には国・県の補助金はありませんので、村単で整備する必要があると思っております。

北杜市の場合、団地形式の子育て支援住宅を18戸整備しましたが、1戸当たり約3,000万円から3,300万円、総事業費が6億円とのことでした。

公営住宅法に基づく住宅整備には、国庫補助金が2分の1ありますが、居住者の要件として「生活困窮者や低所得者」となっておりますので、入居後には福祉などの行政負担の増加が予想され、若者の定住促進とはいえないかと思われれます。

今後は総合戦略で決めました3世代同居の推進などの施策を検討し、村を離れていた若い世代が村に戻りやすい環境の整備をする必要もあろうかと考えております。

いずれにいたしましても、文教施設の近くに建設用地がないこと、事業費の問題や整備後の行政負担などを含めまして、検討を重ねていく必要があるかと思っておりますので、議員さん方に置かれましても調査・研究にご協力いただき、村営住宅の整備、また私営の住宅等もありますので、その点も踏まえた検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上で三浦直樹議員の質問にお答えさせていただきます。

**議長（佐藤博水君）** 1番 三浦直樹君。

**1番（三浦直樹君）** 検討はしていただけるということでしたが、子育て支援そのものの住宅は村単の補助金なしでは無理だとは思いますが、2分の1の補助金が見込めます公営住宅法による低所得者向けの住宅整備は、検討の余地があると思います。

まず、低額所得者についてですが、公営住宅法においては本来階層では世帯の政令月収15万8,000円以下、この本来階層には若者夫婦も含まれています。政令で定められた裁量階層では世帯の政令月収21万4,000円以下等となっており、この裁量階層には60歳以上の世帯、障害をお持ちの方がいる世帯のほか、小学校就学前の子供がいる世帯なども含まれます。

広さも公営住宅法においては19平方メートル以上、80平方メートル以下であることと決められていますので、団地のような大きなものをつくらなくても、本来階層でも、裁量階層でも対応できる広さのものは、安く建設できると思います。

今後、空いている村有地の有効活用の際にも、ご検討いただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

**議長（佐藤博水君）** 以上で三浦直樹君の一般質問を終わります。

次に、「富士山噴火防災について」の質問を許します。8番小林利雄君。

**8番（小林利雄君）** 富士山噴火防災について、村長にお伺いいたします。

群馬県草津町、白根山の噴火は記憶に新しく、噴火の怖さを再確認しました。富士山は休火山であり、ある程度は噴火の予測が可能ともいわれていますが、実際のところ、いつ、どこから噴火するかわかりません。

村内の近いところから噴火したら大変なことになります。村民にヘルメットを支給して、村民を守るべきだと思いますが、そのような考えはありますか。

また、村内には頑丈な建物が多くありません。庁舎建てかえに当たっては、突発的噴火の避難場所としての頑丈さと広さを確保して建てかえるべきだと思いますが、どのようにお考えでし

ようか。

議長（佐藤博水君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 小林利雄議員の質問にお答えいたします。

富士山の火口想定範囲は広範囲に設定されており、火口の特定は困難な状況となっております。富士山のハザードマップによりますと、最も集落に近い場所で想定される火口は天神山周辺になり、火口から噴出した噴石が落ちてくる範囲は、歩道橋周辺までを想定しているようであります。

平成26年に噴火した御嶽山や今年の草津白根山の噴火のような、突発性の水蒸気噴火については、地震や山体膨張といった前兆が弱いことや、前兆観測から間を置かず噴火するなど、噴火予測が非常に困難となっております。一方、マグマ自体が噴き出すマグマ噴火については、マグマの動きにより地震や火山膨張などの前兆があらわれやすいとされており、ある程度の噴火が予想つくと考えております。

富士山については平常時から噴火警戒レベル1であり、鳴沢村富士山火山避難計画では、噴火警戒レベルがレベル4に上がった段階で、2次及び3次ゾーンの区域内の住民は、身延町、南部町へ避難を開始することになっております。

しかし、前述したとおり、突発性の噴火は予測が困難であるため噴石等から頭を守るために、小学校には全児童を対象に165個のヘルメットを配布してあります。そのほか、消防団で買いかえたヘルメット80個や、職員用のヘルメット79個を臨時的に活用することや、また村民の皆様には、各家庭で使用されているヘルメット、またお子様用のヘルメット等を活用していただきたいと考えております。

と申しますのは、村民にヘルメットを支給することにより、一時的な別荘利用者や観光客までその対象を拡大する必要につい

て、社会的風潮の影響を受けやすくなるのではと考えております。この点を慎重に検討する必要もあるのではないかと考えております。

また、庁舎については現在、各種団体の代表を初め、有識者など18名による庁舎整備検討委員会で役場庁舎の整備方法、また方針等について検討を重ねていただき、近々庁舎の整備方針等について検討結果報告書が出される予定となっております。

新庁舎の整備につきましては、この提出されます報告書をもとに今後検討していくことになり、具体的な面積や構造は基本設計の段階で示されることとなりますが、住民等の一時的な避難施設としての利用も想定されます。

富士山火山広域防災検討会の報告によりますと、噴火時の現象に応じた避難の考え方の中で、噴石からの避難については第2次避難ゾーンの区域内にいる住民は、直ちに区域外への避難措置を取ることとなっております。役場庁舎周辺は第2次避難ゾーンの近くに位置していることを考えますと、決して安全とはいえません。

また、突発的な噴火に際しては、避難途中で噴石に当たるなどの事故を防ぐために、まずは近くの建物に避難することや、噴火した方向にある物陰に身を隠すことが必要だと考えております。役場付近におられる人や来庁者は、そのまま役場庁舎を一時的な避難場所にできますが、想定される避難者はそれほど多くはないのではないかと考えております。会議室などでの開放により対応するため避難者用の広さを確保することは、特段には考えておりません。

いずれにしましても厳しい財政状況の中で、機能性や効率性を可能な限り追求し華美な要素を極力排除し、防災対策を可能な限り強化することはもちろんですが、建設費また維持管理費も

考慮する中で、コンパクトで適正な規模となる庁舎を目指しておりますのでご理解をお願いいたします。

以上で小林利雄議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

**議長（佐藤博水君）** 8番 小林利雄君。

**8番（小林利雄君）** 災害は忘れたころにやってくる。御嶽山も、白根山も突然噴火しました。また、白根山は想定外の場所から噴火しております。噴火は10日後に起きるか、100年後に起きるか、誰もわかりません。

備えあれば憂いなし。準備してあれば、何が起きても安心です。国では、富士山の山小屋の屋根は、噴石に耐えられるような構造にし、溶岩流の砂防工事も始まると聞いております。村民の安心に染まる行政をすることに期待し、質問を終わります。

**議長（佐藤博水君）** 以上で小林利雄君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

---

### ◎日程第18 委員会の閉会中の継続調査の件

**議長（佐藤博水君）** 日程第18、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長、総務教育厚生常任委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長から、会議規則第71条の規定により、委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。



---

議長（佐藤博水君） 以上で本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、本定例会に付議された事件は、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて平成30年第1回鳴沢村議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉会 午後4時24分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年3月20日

議会議長

署名議員

署名議員